

宮城県の農業者の皆様へ

宮城県の令和5年産 **主食用米** の生産については、

令和4年産同様

の取組をお願いします!!

◎令和5年産「生産の目安」 **5万6,935ha**

(昨年と同面積)

～所得確保のためには、引き続き需要に応じた米の生産と、
水田をフルに活用した取組が必要です～

主な作物別の推進目標（宮城県）

作物	令和4年（実績）	令和5年（目標）	令和4年（実績）との差
主食用米	5万7,000 ha	生産の目安 5万6,935 ha	▲65 ha
園芸作物	3,422 ha	3,700 ha	+約 280 ha
大豆	11,293	11,500	+約 210
麦類	2,323	2,400	+約 80
飼料作物	5,901	6,300	+約 400
WCS用稲	2,672	3,000	+約 330
輸出用米（新市場開拓用米）	727	900	+約 170
加工用米	653	650	同程度
米粉用米	155	175	+20

令和5年産主食用米「生産の目安」

市町村名	生産の目安	市町村名	生産の目安	市町村名	生産の目安
白石市	876 ha	多賀城市	176 ha	色麻町	1,286 ha
角田市	1,912	岩沼市	843	加美町	2,705
蔵王町	488	富谷市	276	涌谷町	1,566
七ヶ宿町	119	亘理町	1,513	美里町	2,204
大河原町	233	山元町	773	栗原市	7,918
村田町	464	松島町	469	登米市	8,679
柴田町	475	七ヶ浜町	56	石巻市	4,985
川崎町	570	利府町	140	東松島市	1,679
丸森町	845	大和町	1,235	女川町	1
仙台市	2,463	大郷町	952	気仙沼市	558
塩竈市	2	大衡村	569	南三陸町	248
名取市	1,256	大崎市	8,401	合計	56,935 ha

宮城県農業再生協議会
(宮城県・JA宮城中央会・JA全農宮城県本部)

令和5年2月発行

作付転換すると・・・

次ページに続く

主食用米と転換作物を比べてみると・・・(所得のめやす)

需要に応じた米の生産と、主食用米から園芸作物や大豆・麦類、WCS用稲（ホールクロップサイレージ用稲）など、所得が確保できる作物への転換により、持続的な農業経営を確立しましょう！

(単位：万円/10a)

No.	作物	収入					合計	経営費	所得	主食用米との差 (10a当たり)	備考
		販売額	畑作物の 直接支払 交付金	戦略作物 助成 A	産地 交付金 (国) B	産地 交付金 (県) C					
1	主食用米	9.7	—	—	—	9.7	8.6	1.1	—	ひとめぼれ 販売単価 10,800円/60kg 単収 512kg/10a	
2	園芸作物 (加工用ばれいしよ)	17.1	—	—	5.0	22.1	11.3	10.8	9.7万円	販売単価 57円/kg 単収 3,000kg/10a ※産地交付金県枠 大規模露地園芸助成	
3	大豆	2.3	2.5	3.5	—	0.6	8.9	5.6	3.3	2.2万円	全銘柄・全等級平均販売価格 9,035円/60kg 単収 155kg/10a ※産地交付金県枠は拡大面積のみ対象
4	小麦	1.9	3.0	3.5	—	0.6	9.0	4.9	4.1	3.0万円	シラネコムギ 2,821円/60kg 単収 405kg/10a ※産地交付金県枠は拡大面積のみ対象
5	WCS用稲	1.8	—	8.0	—	0.6	10.4	6.5	3.9	2.8万円	夢あおば 販売単価 1,500円/ロール 単収 3,600kg/10a(12ロール) ※産地交付金県枠は拡大面積のみ対象
6	子実用 とうもろこし	1.9	—	3.5	1.0	0.6	7.0	4.1	2.9	1.8万円	販売単価 38円/kg 単収 500kg/10a ※産地交付金県枠は拡大面積のみ対象
7	輸出用米 (新市場開拓用米)	8.2	—	—	2.0	1.0	11.2	8.6	2.6	1.5万円	主食用多収品種 販売単価 7,236円/60kg 単収 640kg/10a
8	加工用米	7.8	—	2.0	—	0.5	10.3	8.6	1.7	0.6万円	まなむすめ 販売単価 7,560円/60kg 単収 580kg/10a
9	米粉用米	2.4	—	7.5	—	0.3	10.2	8.6	1.6	0.5万円	ひとめぼれ 販売単価 2,268円/60kg 単収 512kg/10a
10	飼料用米 (多収品種)	1.4	—	10.5	—	0.3	12.2	9.2	3.0	1.9万円	多収品種(東北211号) 販売単価 792円/60kg 単収 720kg/10a
11	飼料用米 (一般品種)	1.2	—	8.7	—	0.3	10.2	8.6	1.6	0.5万円	まなむすめ 販売単価 792円/60kg 単収 580kg/10a

- 販売額は税込み、令和4年度の販売価格等を参考に試算（ただし、流通に伴う手数料は控除していない）米、大豆、小麦の販売収入は副産物収入を含む。
- 経営費は、No.2, 5, 6 以外は生産費統計（家族労働費は除く）を引用し、直近の物価上昇率を考慮。No.10は栽培指標に基づく施肥管理（肥料増加分）を反映。（No.2, 5, 6 は県試算による）
- 畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業に申請している場合は、取組品目により別途支援されます。（交付金等と重複交付されない品目がある）
- 産地交付金に市町村の地域農業再生協議会が設定する助成作物がある場合、別途加算されます。

※飼料用米（一般品種）の戦略作物助成は、令和6年度から段階的に引き下げられます

R6年度：標準単価 7.5万円/10a (5.5~9.5万円/10a)、R7年度：標準単価 7.0万円/10a (5.5~8.5万円/10a)
R8年度：標準単価 6.5万円/10a (5.5~7.5万円/10a)

畑作物産地形成促進事業 (旧水田リノベーション事業)

- 実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を支援します。

対象作物	交付単価
麦, 大豆, 高収益作物(加工・業務用野菜等), 子実用とうもろこし	4万円/10a※1

- ※1 令和6年度に畑地化する場合、0.5万円/10aを加算(畑地化加算)
- ※ 農業者等と実需者との販売契約の締結が必要です
- ※ **A** 戦略作物助成(麦, 大豆, 飼料作物(子実用とうもろこし))と同時に助成を受けることはできません

コメ新市場開拓等促進事業 (旧水田リノベーション事業)

- 実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入の取組を支援します。

対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米(パン・めん用の専用品種)	9万円/10a

- ※ 農業者等と実需者との販売契約の締結が必要です
- ※ **A** 戦略作物助成(加工用米, 米粉用米)
- ※ **B** 産地交付金 国枠(新市場開拓用米の作付け)
- ※ **C** 産地交付金 県枠 **3, 4, 7** と同時に助成を受けることはできません

令和5年度の「水田活用の直接支払交付金」の概要

戦略作物助成

A

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米 (右グラフ参照)	収量に応じ、 ^{※2} 5.5万円～10.5万円/10a

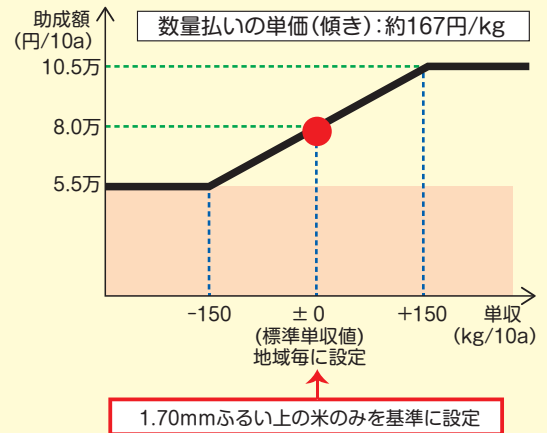
<交付対象水田>

- ・たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り(水稲作付)が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない

※1 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は1万円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種への支援について、令和5年度については従来と同額を支援。令和6年度からは標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては、標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。

〈飼料用米、米粉用米の収量と交付単価の関係〉



産地交付金

- 地域の産地づくりに向けた取組を支援します。

●国枠 **B**

取組内容	配分単価
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け(基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

●県枠 **C**

県が設定する産地交付金による支援を行います。
(次ページ参照)

●地域枠

市町村の地域農業再生協議会が設定する産地交付金の助成がある場合、別途加算されます。
(詳細は地域農業再生協議会にお問合せください)

畑地化促進助成

- 水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

1. 畑地化支援・定着促進支援

対象作物	① 畑地化支援(※3,4)	② 定着促進支援(※5)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a ^{※6}	・2万円(3万円 ^{※7})/10a×5年間 または ・10万円(15万円 ^{※7})/10a(一括)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・2万円/10a×5年間 または ・10万円/10a(一括)

※3 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めるものではない)

※4 令和5年度における取組が対象

※5 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象

※6 令和5年度までの時限単価

※7 加工・業務用野菜等の場合

2. 産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整(現地確認や打合せなど)や種子の確保等に要する経費を支援(定額(1協議会当たり上限300万円))

② 土地改良区決済金等支援

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援(定額(ただし上限25万円/10a))

3. 子実用とうもろこし支援

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援(1万円/10a)(「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象)

令和5年度産地交付金 県枠(県が設定する県内共通の取組支援) C

※国との協議等により、内容に変更が生じる場合がありますのでご注意ください

1 大規模露地園芸助成 (見直し)

「みやぎの園芸特産振興戦略プラン」の重点振興品目のうち1品目を新たに1ha以上取り組む農業者に対して、支援開始から5年を上限として、作付面積に応じ支援します。

※②露地園芸助成と同時に助成を受けることはできません。
※支援開始から4年目以降は収量向上に取り組むことを要件とします。

交付単価 50,000円/10a

2 露地園芸助成 (見直し)

収益性の高い水田農業を確立するため、新たに30a以上の団地で露地園芸品目(野菜、花き、果樹)に取り組む農業者に対して、支援開始から5年を上限として、作付面積に応じ支援します。

※①大規模露地園芸助成と同時に助成を受けることはできません。
※支援開始から4年目以降は収量向上に取り組むことを要件とします。

交付単価 30,000円/10a

3 新市場開拓用米の低コスト生産助成 (継続)

実需と連携した米の輸出等を行う産地づくりに向け、低コスト化に取り組む農業者に対して、作付面積に応じ支援します。

※コメ新市場開拓等促進事業と同時に助成を受けることはできません。

交付単価 10,000円/10a

4 加工用米の低コスト生産等助成 (継続)

実需との安定的な取引を継続していくため、加工用米の低コスト化や複数年契約に取り組む農業者に対して、作付面積に応じ支援します。

※コメ新市場開拓等促進事業と同時に助成を受けることはできません。

交付単価 5,000円/10a

5 飼料用米の低コスト生産助成 (継続)

水田フル活用の主要な取組として定着、拡大を図るため、飼料用米の低コスト化に取り組む農業者に対して、作付面積に応じ支援します。

交付単価 3,000円/10a

6 大豆、麦類、飼料作物、WCS用稲の作付拡大助成 (見直し)

実需と結びついた大豆、麦類、飼料作物及びWCS用稲の生産拡大に取り組む農業者に対して、前年からの拡大面積に応じ支援します。

※対象作物間の作付転換により拡大した面積は対象としません。

交付単価 6,000円/10a

7 米粉用米の低コスト生産助成 (新規)

小麦の代替として更なる需要拡大が期待される米粉用米について、低コスト化に取り組む農業者に対して、作付面積に応じ支援します。

※コメ新市場開拓等促進事業と同時に助成を受けることはできません。

交付単価 3,000円/10a



収入減少のリスクに備え、収入保険やナラシ対策(米・畑作物の収入減少影響緩和交付金)などのセーフティネットに加入しましょう!

詳しくは、お住まいの地域農業再生協議会(市町村・JA)へお問い合わせください。